

自転車等駐車対策協議会の設置に関する豊島区の考え方

平成14年9月24日

豊 島 区

豊島区が「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」(以下「自転車法」という。)第8条に基づく「自転車等駐車対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置してこなかった理由は、以下のような事情に基づくものである。

1. 自転車法における「協議会」設置の趣旨

平成5年12月23日付で改正された自転車法の施行については、平成6年6月10日付で総務庁長官官房交通安全対策室長より都道府県知事及び政令指定都市市長宛での通達が出されており、改正法運用上の留意事項が示されている。

この通達では、「総合計画の策定及び自転車等駐車対策協議会の設置については、市町村において必要と認めるときにできるものであり、その設置単位等は市町村の自主的判断に委ねられるものであること。」とされている。

2. 豊島区における実情

豊島区においては放置自転車問題が深刻化してきた昭和60年代以降、地域住民等より現実にある放置自転車の解決という、より早急に実効性のある対応を迫られ、自転車駐車場の整備や撤去活動等の強化に取り組んできた。

その後、豊島区では平成3～7年の「新公共施設整備計画」における駐車場建設計画事業量として1,720台の整備指針を掲げ、自転車駐車場の整備に積極的に取り組んできた。また平成9年に制定された「豊島区基本計画」においては、「自転車駐車場の未整備な駅周辺については、計画的に自転車駐車場を整備する。」「自転車駐車場の整備にあわせて放置禁止区域の指定を行い、放置自転車の撤去活動を推進し、駅周辺の放置自転車の撤去をめざす。」という指針が示された。

さらに平成12年3月策定の都市計画の基本方針である「豊島区都市計画マスタープラン」においても、「駅周辺では、自転車駐車場を計画的に整備します。特に新駅の開設や駅施設の改造、都市計画道路の拡幅等にあわせて積極的に取り組みます。」との指針が示されている。特に、都市計画マスタープランにおいては、行政・区民・事業者の協働によりまちづくりを推進していくことが掲げられているとともに、事業者は区及び区民のすすめるまちづくりに積極的に協力し、自らも地区のまちづくりに取り組むことが求められているのである。

3. 今後の方向性

改正自転車法では、鉄道事業者の責務が明確化されたことに加え、当時の運輸省鉄道局長名での通達の中に、鉄道事業者は受動的な立場でなく自らも放置自転車問題の解決に主体的に取り組むべき旨を明らかにしている。豊島区としては、今までに個別の駅ごとに地元住民も交えた協議組織をつくり、自転車駐車場の整備を含む駅周辺のまちづくりについて検討を重ねてきた実績がある。

改正自転車法に基づく「協議会」の必要性を認めることにはもちろんやぶさかではない。しかし、多くの自治体においてその協議会が行っている活動は、自転車法に基づく総合計画の策定に特化されている傾向も見られる。

「対策協議会」が実効性あるものとして、自治体の負担ばかりでなく鉄道事業者から何らかの経済的・物的負担という目に見える形での協力が得られるものであるならば、積極的にその設置に取り組む所存である。

豊島区としては、たとえば「2002年度JR東日本グループ経営計画」における「2. グループ事業戦略 (3) -③ 社会との調和」において、「地方自治体等と協力し、駐輪場整備を推進」と言ったことが明記されている以上、法に基づく協議会が設置されなくとも、鉄道事業者とともに放置自転車問題に取り組むことは十分可能であり、当面、この検討会議における意見交換も含め、引き続きの協力を求めていくものである。